○外務省告示第四百六十号

日本ＡＰＥＣ財務大臣会合等関連行事の京都開催に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年十一月二日

外務大臣　前原　誠司

一　国立京都国際会館周辺地域

期間	地域
平成二十二年十一月六日午前七時から午後六時まで	京都市岩倉幡枝町（市道宝ヶ池通より東側部分に限る。） 岩倉南桑原町 岩倉南四ノ坪町 岩倉東五田町 岩倉南三宅町（市道洛北第一経二六号線より西側部分に限る。） 岩倉大鷺町（市道岩倉二一号線より南側部分に限る。） 岩倉中大鷺町 岩倉南大鷺町 岩倉東宮田町 岩倉西宮田町 岩倉南平岡町 岩倉北池田町 岩倉南池田町 岩倉西五田町 上高野流田町（市道洛北第一経二四号線より北側部分及び宝が池公園子どもの楽園部分に限る。） 上高野石田町（市道洛北第一経二五号線より南側部分に限る。） 松ケ崎榎実ケ芝（市道宝ヶ池通より東側部分に限る。） 松ケ崎高山（市道宝ヶ池通より東側部分に限る。） 松ケ崎寝子ケ山 松ケ崎狐坂（市道宝ヶ池通より東側部分に限る。） 松ケ崎笹ケ谷 松ケ崎丈ケ谷 松ケ崎北裏町 松ケ崎丸子 松ケ崎木燈籠町 松ケ崎境ケ谷 松ケ崎城山 松ケ崎千石岩

○外務省告示第四百六十一号

平成二十二年九月二十九日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、シエラレオネに対する制裁を終了すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十二年十一月二日

外務大臣　前原　誠司

（訳文）

二千十年九月二十九日に安全保障理事会がその第六千三百九十二回会合において採択した決議第千九百四十号（二千十年）

安全保障理事会は、

シエラレオネに関する従前のすべての決議、特に決議第千百三十二号（千九百七十七年）及び第千百七十一号（千九百九十八年）を想起し、

さらに、シエラレオネ政府の支配がその領域の全域において再び完全に確立され並びにすべての非政府勢力の武装及び動員が解除された場合には、措置を終了する用意があることを想起し、

シエラレオネの紛争からの回復並びに同国の平和、安全及び開発を支援するとの安全保障理事会の約束を再確認し、

この点についての国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所の継続的な役割を賞賛し、

シエラレオネの状況について安全保障理事会に最新の情報を提供し、実施されている措置の解除を要請するシエラレオネ共和国常駐代表発理事会議長宛ての二千十年九月九日付け書簡を歓迎し、

シエラレオネに関する決議第千百三十二号（千九百九十七年）10の規定に基づいて設置された安全保障理事会委員会の作業を賞賛し、

シエラレオネに関する決議第千百三十二号（千九百九十七年）に基づく二千九年の委員会の報告書（Ｓ／二〇〇九／六九〇）、特に、同報告書17にある議長の意見に留意し、

ジョニー・ポール・コロマが生きて発見された場合、同人を司法手続きに付すために、シエラレオネ特別法廷又は同特別法廷が同人に関する事案を移送する機関と協力し、支援を提供するようすべての国に要請し、また、同人に出頭するよう要求し、

ジョニー・ポール・コロマが生きて発見された場合、同人の身柄を拘束し移送するために国際刑事警察機構（ＩＮＴＥＲＰＯＬ）と協力するようすべての国に要求し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千百七十一号（千九百九十八年）2、4及び5の規定に定める措置を直ちに終了することを決定する。

2　さらに、決議第千百三十二号（千九百九十七年）10の規定により設置された委員会を直ちに解散することを決定する。

○外務省告示第四百六十二号

一　東ティモール民主共和国政府は、平成二年六月二十九日にロンドンで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の加入書を平成二十一年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年十一月二十日に東ティモール民主共和国について効力を生じた。

二　エチオピア連邦民主共和国政府は、前記の議定書の改正の批准書を平成二十一年十一月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十二年二月二十三日にエチオピア連邦民主共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月十七日付け及び同年十一月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十一月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百六十三号

一　東ティモール民主共和国政府は、平成四年十一月二十五日にコペンハーゲンで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の加入書を平成二十一年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年十二月十五日に東ティモール民主共和国について効力を生じた。

二　エチオピア連邦民主共和国政府は、前記の議定書の改正の批准書を平成二十一年十一月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十二年二月二十三日にエチオピア連邦民主共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月十七日付け及び同年十一月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十一月二日

外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市岩屋一〇七の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

岩屋一〇七の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦